

9. 障害者マーク・標識



(1) 障害者等用駐車区画利用制度

秋田県では、平成 28 年 10 月 3 日から障害者等用駐車区画利用制度が始まりました。

障害者等用駐車区画利用制度とは

公共施設や商業施設などに設置されている障害者等用駐車区画を使いやすいものとするため、歩行困難でかつ、障害者、介護を必要とするかたや妊産婦、けが人などの方々を対象に利用証を発行しています。利用証は前方のルームミラー等にかけて利用します。



申請手続き

申請書に必要事項を記入し、交付要件等を確認するものの写し（氏名・生年月日・交付要件に該当する障害名等の記載があるところ）を添付して申請先に持参または郵送してください。代理の人が申請する場合は、代理人の身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード等）を添付してください。

※申請書は、秋田県福祉政策課、各地域振興局福祉環境部及び市町村役場等で配布しているほか、秋田県のホームページ「美の国秋田ネット」からもダウンロードできます。

※申請先は県福祉政策課及び県各地域振興局福祉環境部になります。各市町村役場、社会福祉協議会では受付できません。

駐車場スペースについて



歩行に制限を受ける内部障がいのあるかた、妊娠中のかた、幼児を連れているかた、高齢のかた、一時的にケガをされているかたなどを対象に、公共施設の駐車場をできる限り優先的に利用していただく取り組みです。

こうした方々が、より安全で安心して利用できるよう駐車スペースの確保に努めましょう。

皆さんの思いやりのある行動をお願いいたします。

問い合わせ先窓口

◎秋田県健康福祉部 地域・家庭福祉課

秋田市山王四丁目 1-1

電話 018-860-1342 FAX 018-860-3844

E-mail: chifuku@pref.akita.lg.jp

<http://www.pref.akita.lg.jp/>

(2) 障害者マーク

障害者マークの紹介

● 障害者のための国際シンボルマーク



障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障害者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いいたします。

※このマークは「すべての障害者を対象」としたものです。特に車椅子を利用する障害者を限定し、使用されるものではありません。

● 盲人のための国際シンボルマーク



世界盲人会連合で 1984 年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。このマークを見かけた場合には、視覚障害者の利用への配慮をお願いいたします。

● 耳マーク



聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。聴覚障害者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。

このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない」ことを理解し、コミュニケーションの方法への配慮をお願いいたします。

●オストメイトマーク



人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを表しています。

オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。このマークを見かけた場合には、そのトイレがオストメイトに配慮されたトイレであることについて、御理解、御協力をお願いいたします。

●ハートプラスマーク



「身体内部に障害がある人」を表しています。身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障害があるかたは外見からは分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。

内部障害のかたの中には、電車などの優先席に座りたい、近辺での携帯電話使用を控えてほしい、障害者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。

このマークを着用されているかたを見かけた場合には、内部障害への配慮をお願いいたします。

●身体障害者標識



肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されているかたが運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。

危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

●聴覚障害者標識



聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されているかたが運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。

危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

●障害者雇用支援マーク



公益財団法人ソーシャルサービス協会が障害者の在宅障害者就労支援並びに障害者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マークです。

障害者の社会参加を理念に、障害者雇用を促進している企業や障害者雇用を促進したいという思いを持っている企業は少なくありません。

そういった企業がどこにあるのか、障害者で就労を希望する方々に少しでもわかりやすくなれば、障害者の就労を取り巻く環境もより整備されるのではないかと考えます。

障害者雇用支援マークが企業側と障害者の橋渡しになればと考えております。御協力のほど、宜しくお願いします。

●ヘルプマーク



義足や人工関節を使用しているかた、内部障害や難病のかた、または発達障害の人など、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている人が、周囲へ配慮を必要としていることを知らせることができるマークです。

ヘルプマークを身に付けた人を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば言葉をかける等、思いやりのある行動をお願いします

●ほじょ犬マーク



身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことをいいます。身体障害者補助犬法において、公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設も、身体障害のある人が補助犬を同伴するのを受け入れる義務があります。

補助犬はペットではありません。身体障害がある人の体の一部となって働いています。社会のマナーも訓練されており、衛生面もきちんと管理されています。

補助犬を同伴していても、さらに援助が必要な場合もありますので、困っている様子を見かけたら、積極的に言葉かけをお願いします。